

NSW 州 「Working With Children Check」 制度

どのような人がチェックの対象となりますか？

子供を相手にサービスを提供する仕事につく人は、通常「Working With Children Check」と呼ばれるチェックが必要です。

子供に関係する仕事とは

- 18歳未満の子供にサービスを提供する
- 通常の業務の一環として子供と対面で長い時間を過ごす
- 労働者もしくはボランティアとして1人で子供と接することがある
- 子供についての守秘義務がある情報を取り扱っている

例外は

- 労働者やボランティア自身が18歳未満の場合
- 自宅で雇われている場合(ベビーシッターやクリーナーなど)
- NSW州を短期間訪問する場合(滞在日数が30日未満の場合や1回限りのイベントなど)
- 親族が自主的に子供の通学する学校や学校以外の習い事などに関連して手伝う場合。ただし、次の3つのいずれかに該当する場合にはチェックが必要です。
 - 障害をもつ子供にケアを提供する場合
 - メンタープログラムの一環である場合
 - 泊りがけの子供のキャンプに付き添う場合

注意事項

「Working With Children Check」の申請を行う場合には次のことにご注意ください。

- 正しい連絡先を届け出る
- 仕事が変わる場合には、チェックの結果を次の職場でも使うことができます。チェック番号を新しい雇用主に忘れずに知らせましょう。
- カードや証明書は発行されません。申請が承認されるとチェック番号が記載されたメールが届きます。

審査の内容は？

「Working With Children Check」の審査プロセスでは次のことが調べられます。

1. オーストラリア国内の犯罪歴
 - 有罪判決(犯罪歴から消えているものも含む)
 - 起訴(審理済み、審理待ち、不起訴処分となったものも含む)
 - 未成年時の非行歴
2. 関連機関の審査によって判明したあらゆる違反行為

この審査プロセスを通じていずれかの問題が明らかになった場合には、申請に関するリスク査定が行われる可能性があります。

申請結果

「Working with Children Check」の申請を行うと次の6つのうちのいずれかの結果が出ます。

- **承認** – 子供に接する仕事ができます。
- **リスク査定** – 当機関から承認しないという連絡がない限り、申請番号を使って子供に接する仕事ができます。リスク査定中に申請を取り下げることができます。
- **暫定的禁止措置** – リスク査定中に取られる措置で、子供に接する仕事につくとリスクが生じうると考えられる場合に適用されます。
- **禁止措置** – リスク査定が実施された後に取られる措置で、子供に接する仕事にはつきません。
- **自動的禁止措置** – 一部の犯罪の有罪判決を受けている場合には、子供に接する仕事にはつきません。
- **中止** – 申請が中止される理由はいくつもあり、例えば二重申請や、求める情報の提供がない場合などがあります。

問題なく子供に接する仕事につける場合には、承認通知をお送りします。

申請結果が暫定的、自動的、その他の禁止措置となった場合や、リスク査定が必要な場合にはこちらからお知らせします。この場合には子供に関係する仕事ができないため、雇用主にもその旨を連絡することになります。ただし、これ以外の情報を申請者本人の同意を得ずに雇用主に伝えることはありません。

考慮の対象となる要因

リスク査定のために記録の検証を行う場合には、多くの要因が考慮の対象となります。

問題行為に関する要因

- 重大性(行為、裁判結果、罰則の詳細からその重大性を判断)
- 行為が行われてからの経過年数
- 被害者の年齢と脆弱性
- 申請者と被害者の関係
- 申請者と被害者の年齢差
- 被害者が18歳未満だったことを申請者が知っていたかどうか、もしくは知りえた可能性があるかどうか

申請者に関する要因

- 問題行為以降の行動
- 問題行為を起こしたときの年齢と現在の年齢
- 犯罪歴全体の重大性

再発に関する要因

- 問題行為が再発する可能性
- 再発した場合の子供への影響

継続的モニタリング

NSW州では非常に厳しいチェック体制がしかれており、この一環として継続的なモニタリングが実施されています。

このため警察や職場が新しい記録を加えた場合には、当機関に通知があり、チェック結果が変更されることがあります。

記録の種類によっては、当機関がリスク査定を実施することになり、その結果承認が取り消されることもあります。